

事業報告書					
医療法人番号		01139			
報告期間	自	令和3年4月1日			
	至	令和4年3月31日			
1 事業報告書の概要					
	(1)	名称	医療法人 浩洋会		
		分類	社団（出資持分あり）		
		分類	その他		
		分類	基金制度不採用		
	(2)	事務所の所在地	都道府県 熊本県	分類 から のそれぞれの項目（ は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
		市区町村	熊本市北区		
		町名・番地	植木町植木460番地		
		建物名			
			従たる事務所の記載はこちら		
	(3)	設立認可年月日	平成12年1月31日		
	(4)	設立登記年月日	平成12年3月1日		
	(5)	理事長の氏名	姓 下村		
		名 洋			
	役員及び評議員の人数	5			
	役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要					
	(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
	(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
	(2)	附帯業務	記載はこちら		
	(3)	収益業務	記載はこちら		
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
	(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
	(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

[illegible]

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本来業務					
(介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	開設場所	入所定員	通所定員

注) 1 . 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2 . 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3 . 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3) (G-MIS様式)

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
2-(9) その他	
日付	記載事項
注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 2

法人名 医療法人 浩洋会

医療法人整理番号 01139

所在地 熊本県熊本市北区植木町植木460番地

財 産 目 録
(令和4年3月31日現在)

1 . 資 産 額	127,641 千円
2 . 負 債 額	90,632 千円
3 . 純 資 産 額	37,009 千円

(内 訳)	(単位 : 千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,417
B 固 定 資 産	88,224
C 資 産 合 計 (A + B)	127,641
D 負 債 合 計	90,632
E 純 資 産 (C - D)	37,009

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 浩洋会

医療法人整理番号 01139

所在地 熊本県熊本市北区植木町植木460番地

貸借対照表
令和4年3月31日 現在

(単位 : 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	39,417	流動負債	53,432
固定資産	88,224	固定負債	37,200
1 有形固定資産	76,009	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	612	負債合計	90,632
3 その他の資産	11,603	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		出資金	5,000
		積立金	32,009
		(うち代替基金)	
		評価・換算差額等	
		純資産合計	37,009
資産合計	127,641	負債・純資産合計	127,641

(注) 1 . 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 浩洋会
所在地 熊本県熊本市北区植木町植木460番地

医療法人番号	01139
--------	-------

損 益 計 算 書
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

(単位 : 千円)

科目		金 額	
事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			126,541
2 事業費用			126,286
本来業務事業利益			255
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
事業外収益	事業利益		255
事業外費用			2,970
	経常利益		1,697
特別利益			1,528
特別損失			1
			479
	税引前当期純利益		1,050
	法人税等		42
	当期純利益		1,008

(注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示) 。
2 . 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式5

法人名 医療法人 浩洋会

所在地 熊本県熊本市北区植木町植木460番地

医療法人整理番号	0	1	1	3	9
----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	下村 洋	医師	当法人理事長 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	1,800千円		-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 . 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 浩洋会
理事長 下村 洋 殿

私は、医療法人 浩洋会の令和 3 会計年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 29 日
医療法人 浩洋会
監事 XXXXXXXXXX

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。